

# 令和8年度西尾市地域経済循環創造事業募集要項

## 1 目的

本要項は、地域資源を活かした先進的かつ持続可能な事業化の取組を促進し、地域での経済循環を創造することを目的とした総務省所管の地域経済循環創造事業交付金へ西尾市（以下「本市」という。）から申請を目指す事業（以下「申請事業」という。）を募集するにあたり、必要な事項等を定める。

## 2 参加資格

申請事業の募集に参加する民間事業者等（以下「事業者」という。）は、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 市内に事業所を有し、又は設置しようとする者
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 西尾市暴力団排除条例（平成23年西尾市条例第77号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

## 3 対象事業

申請事業の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する持続可能な事業を行うために、事業者が初期投資を行うものとする。

- (1) 申請事業の実施場所が本市内であること。
- (2) 産官学金の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型の事業であること。
- (3) 事業の実施により、本市の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となること。
- (4) 他の同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高い新規性・モデル性があること。
- (5) 下記アに規定する対象経費のうち、事業者が地域金融機関、日本政策金融公庫から受ける融資額又は一般財団法人地域総合整備財団の支援を得た地方公共団体から受ける無利子の貸付額の総額が下記イに規定する西尾市地域経済循環創造事業補助金（以下「補助金」という。）の額と同額以上であり、当該融資は無担保（補助金事業により取得する財産に抵当権その他の担保権を設定する場合を除く。）の融資であること。

## ア 対象経費

経費の区分	内容
施設整備費	事業の遂行に必要な建物、建物付属設備及び構築物に係る設計、工事監理、建築工事、修繕及び購入に係る経費。ただし、用地取得費は除く。
機械装置費	事業の遂行に必要な機械装置に係る設計、工事監理、修繕、購入及びリース・レンタルに係る経費（事業の遂行に必要な著作権等の無形資産の取得等に要する経費を含む）
備品費	事業の遂行に必要な備品の購入及びリース・レンタルに係る経費
調査研究費	事業の遂行に必要なものとして、事業者と連携する地域の大学が行う調査研究に係る経費。ただし、事業者が直接行う調査研究に係る経費は除く。

## イ 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費から地域の金融機関等の融資額及び事業者の自己資金等の合計額を差し引いた額とする。この場合において、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。ただし、本市の予算の範囲内での補助とする。なお、補助金の額の上限額は以下のとおりとする。

- (ア) 融資額が補助金の額と同額以上2倍未満の額の場合 3,000万円
- (イ) 融資額が補助金の額の2倍以上3倍未満の額の場合 4,000万円
- (ウ) 融資額が補助金の額の3倍以上4倍未満の額の場合 5,000万円
- (エ) 融資額が補助金の額の4倍以上の額の場合 5,500万円

## 4 スケジュール

提出期限等	内容
令和8年6月1日(月)～7月17日(金)	事前相談期間
令和8年7月31日(金)	申請書類の提出期限
令和8年9月	審査委員会の開催
	選定結果通知
令和8年10月～令和9年3月末	交付申請に向けた伴走支援
令和9年4月	事業者から本市へ交付申請
	本市から総務省へ交付申請
令和9年6月(予定)	総務省から本市へ交付決定通知
	本市から事業者へ交付決定通知
令和9年7月(予定)	補助対象事業の着手
令和10年3月10日(金)まで	本市へ補助対象事業に係る実績報告
実績報告確認後	補助金の支払い

## 5 応募方法・募集期間

### (1) 事前相談

申請事業の選定に参加する事業者は、本市（秘書政策課）へ事前相談を行うこと。事前相談にあたっては、「12 担当部署（書類の提出先及び問い合わせ先）」に電話またはメールにて日程調整をしたうえで来庁すること。なお、電子メールの場合は、【地域経済循環創造事業事前相談】と件名へ記載すること。

### (2) 事前相談期間

令和8年6月1日（月）～7月17日（金）

### (3) 提出書類

- ア 西尾市地域経済循環創造事業選定申請書（様式第1号）
- イ 地域経済循環創造事業実施計画書（別記様式第1号-1、1号-2）
- ウ 収支計画書の具体的な積算根拠が分かる資料（見積書等）
- エ 工程表その他の事業のスケジュールが分かる資料（任意様式）
- オ 事業の概要が分かる概略図または構想図（事業概要ポンチ絵）
- カ 市税に滞納がないことを証明する書類（直近3か月以内に発行したもの）
- キ 会社概要が分かる資料
- ク その他市長が必要と認める書類

### (4) 提出期限

令和8年7月31日（金）

### (5) 提出方法

電子データと紙原本の両方を「12 担当部署（書類の提出先及び問い合わせ先）」に提出すること。

#### ア 電子データ

【地域経済循環創造事業応募】と件名へ記載の上、電子メールにて提出すること。

電子メール送付後は未受領防止のため、提出を行った旨を電話で連絡すること。

#### イ 紙原本（1部）

・持参の場合は、土曜日・日曜日・祝日を除いた午前9時から午後4時までの間に提出すること。

・郵送の場合は、書留又は簡易書留で郵送し、提出期限（令和8年7月31日）までに必着とする。なお、未受領防止のため、発送を行った旨を電話で連絡すること。

## 6 選定について

### (1) 選定方法

本市が選任する者をもって審査委員会を設置し、事業者から提出された提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングの内容について、総合的に評価し、評価基準の配点に基づく各審査委員の採点結果の集計を行い、その合計点をもとに申請事業を選定する。なお、各審査員の審査点の総和が満点の総和の7割に満たない場合は採択しない。

### (2) 評価基準

選定では、「7 評価基準」により審査し、総合的な評価を行う。

## 7 評価基準

No	評価項目	配点(点)
1	<b>地域資源の活用</b>	
	本市の地域資源を活用する事業であるか (原材料を地域外から仕入れて製造した単なる加工品を地域資源とするものや単に空き家を改修して活用するもの等ではないか)	15
2	<b>事業の実現性</b>	
	事業内容、事業戦略は具体的かつ確実性があるか	10
3	<b>事業の収支計画</b>	
	収支計画に妥当性はあるか	5
4	<b>雇用計画</b>	
	地域人材の雇用計画及び育成計画に具体的かつ確実性があるか	10
5	<b>公共的な地域課題の解決</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域経済の循環、関係人口の増加など、地域への波及効果を見込むことができる事業であるか</li> <li>・にしお未来創造ビジョン(第8次西尾市総合計画)、その他の市計画に掲載されている課題等と合致するか</li> <li>・本市の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となる事業であるか</li> </ul>	25
6	<b>事業の新規性</b>	
	事業者にとって新規ビジネスであるか (単に生産量を増加させるもの、工場を増設するもの等の既存事業の拡大等ではないか)	5
7	<b>モデル性</b>	
	市内で前例のない取り組みであり、同様の地域課題を抱える地域のモデルとなり得るか	15
8	<b>リスクに対する回避策</b>	
	事業に内在するリスクを認識しており、そのリスクに対する回避策があるか	5
9	<b>事業の自立性</b>	
	補助対象事業の完了後、本市の地域課題の解決のため、自立して事業を実施していくことができるか	10
合計		100

## 8 プレゼンテーション

提出書類について、審査委員会は、事業者ごとにプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

### (1) 日時

令和8年9月（予定）

※具体的な日時、場所等は、開催日の2週間前までに事業者ごとに電子メールで通知する。なお、電子メールは、「西尾市地域経済循環創造事業選定申請書（様式第1号）」に記載された連絡先メールアドレスに送付する。

### (2) 場所

西尾市役所本庁舎会議室（予定）

### (3) 実施方法

申請事業の内容について30分以内で説明、その後20分程度ヒアリングを行う。

### (4) 参加人数

申請事業の内容を熟知している者で4名以内とする。

### (5) 市が備える会議用ディスプレイの使用

市が備える会議用ディスプレイの使用を希望する場合は、書類の提出時に申し出る  
こと。

### (6) その他

ア プレゼンテーションは、提出書類に基づいて行うものとし、追加資料は認めない。

ただし、説明用資料として、提出書類の一部を要約したものは使用することができる。

イ プレゼンテーションは、非公開とする。

ウ プレゼンテーションの順番は、提出書類の受付順とする。なお、郵送による到着日が同日の場合は、担当部署（秘書政策課）が決定する。

## 9 選定結果

### (1) 選定結果の通知

選定結果は、選定を受けた事業者にも文書で通知する。

### (2) その他

ア 選定に関する問い合わせには、応じないものとする。

イ 選定結果についての異議申し立てには応じない。

## 10 失格

事業者が、次の事項に該当すると本市が判断した場合は失格とする。ただし、本市がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。

(1) 提出書類に虚偽の記載をした場合

(2) 参加資格がない事実が発覚した場合

(3) 選定の公平性を害する行為があった場合

(4) 提出期限内に未提出の書類があった場合

(5) その他本要項を遵守しない場合

## 1 1 その他留意事項

- (1) 提出書類は返却しない。なお、選定及び事務処理以外の目的には使用しない。
- (2) 提出書類について、事務処理に必要な範囲において複製を作成する場合がある。
- (3) 提出書類について、西尾市情報公開条例（平成13年西尾市条例第20号）の規定による請求に基づき、一部又は全部について開示する場合がある。
- (4) 提出書類の作成及び提出、プレゼンテーションへの参加等に係る一切の費用は事業者が負担するものとする。
- (5) 提出期限経過後における書類の追加、差替え及び再提出は認めない。ただし、本市から指示があった場合は除く。
- (6) 応募は、1事業者につき1事業に限る。
- (7) 本要項に規定されていない事項が生じたときは、公平性を考慮の上、必要に応じて本市が判断するものとする。
- (8) 提出にあたっては、地域経済循環創造事業交付金交付要綱及び地域経済循環創造事業交付金に係る総務省ホームページ等を参照すること。

## 1 2 担当部署（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒445-8501 西尾市寄住町下田22番地

西尾市総合政策部秘書政策課企画政策担当

電話番号 0563-65-2154（直通）

メールアドレス kikaku@city.nishio.lg.jp